

電源開発株式会社
「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」
に係る審査書

電気事業法４６条の１１の規定に基づき、平成３０年４月１９日付けで電源開発株式会社より届出された「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領１．（３）⑤）は以下のとおり。

１．環境審査

- （１） 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 ＊ 平成 30 年 8 月 10 日
- （２） 愛媛県知事意見 ＊ 平成 30 年 10 月 9 日
- （３） 環境大臣意見 ＊ 平成 30 年 10 月 18 日
- （４） 環境審査顧問会風力部会（第 14 回）
 ＊平成 30 年 10 月 18 日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・クマタカの好適生息環境に関するモデルの予測結果によって、新設の風車による影響が出るのであれば、評価書にその旨を記載し、事後調査の実施を検討すること。	・再度、評価結果を再考し評価書に記載します。
・準備書のノスリのポテンシャルマップでは、採餌行動があるのに餌の評価がされていない部分があるので再度見直しをして修正すること。	・準備書の図面（P976）の空白部分（開放水面及び人家等）は餌資源量調査を行っていない部分です。また、同図面の空白部分に調査済みの部分がありましたので、補足説明資料で修正しました。好適採餌環境については、現地調査において、採餌行動が確認された場所が必ずしもネズミ類の多い場所と一致しておりません。このことについては、評価書に記載します。
・風力発電所からの距離がクマタカの行動に影響を与えているのであれば、風	・クマタカの事後調査の検討結果については、評価書に記載します。

力発電所ができたことにより、飛翔頻度が減少したなどを事後調査で確認することを検討すること。	
---	--

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、愛媛県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。